

I

学校における合理的配慮の提供と基礎的環境整備

1 学校教育に求められていること

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかが最も本質的な視点となります。

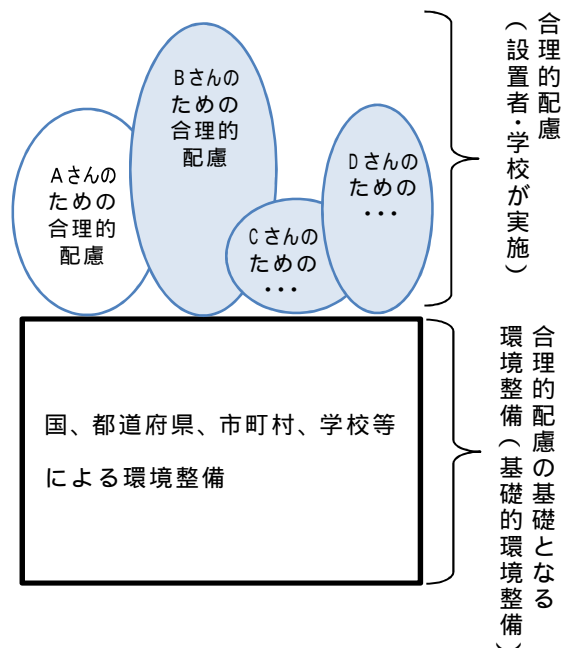
このため、本県では県内のどの地域においても、児童生徒の特性に応じた質の高い指導・支援を一貫して受けられるようにすることを目指して「エリアサポート体制」を構築し、充実を図っています。

エリアサポート体制

県内を7つのエリアに分け、エリア内の関係機関や特別支援学校、拠点校等の機能を生かしながら、エリアの実情に応じて特別支援教育を推進する体制

2 合理的配慮の提供と基礎的環境整備の関係

障がいのある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行うこととなります。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼びます。これらを基に、設置者（県または市町村）及び学校が、各学校において、障がいのある子どもに対し、その子どもの状況に応じて、「合理的配慮」を提供することになります。



「基礎的環境整備」と「合理的配慮」について

合理的配慮とは「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされることに留意する必要があります。

さらに、合理的配慮は「個別」、基礎的環境整備は「不特定多数」に提供されるものと定義されています。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） 平成24年7月23日より引用

「基礎的環境整備」

ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
専門性のある指導体制の確保
個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
教材の確保
施設・設備の整備
専門性のある教員、支援員等の人的配置
個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
交流及び共同学習の推進

「合理的配慮」

<合理的配慮の観点 教育内容・方法>

< - 1 教育内容 >

- 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- 1 - 2 学習内容の変更・調整

< - 2 教育方法 >

- 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- 2 - 2 学習機会や体験の確保
- 2 - 3 心理面・健康面の配慮

<合理的配慮の観点 支援体制>

- 1 専門性のある指導体制の整備
- 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- 3 災害時等の支援体制の整備

<合理的配慮の観点 施設・設備>

- 1 校内環境のバリアフリー化
- 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮